

都市計画道路環状3号線（汲沢地区）第3回事業計画変更説明会

— 議事要旨 —

道路局建設部建設課では、都市計画道路環状3号線について、戸塚区戸塚町の日之出橋交差点から国道1号接続までの戸塚地区・南戸塚地区・汲沢地区において事業を実施しています。

その中の、汲沢地区において、事業計画の変更を予定しており、これまで平成30年7月から8月にかけて事業計画変更説明会を開催しました。

この度は、都市計画市素案説明会に先立ち、関係地権者を対象に第3回事業計画変更説明会を開催しました。

1 開催状況

- (1) 日時：令和元年5月11日（土）午前10時 ～ 午前11時30分
- (2) 場所：汲沢町内会館
- (3) 内容：事業計画の変更
事業説明会等にて頂いたご意見
今後の都市計画手続

2 主な質疑応答

(1) 事業計画に関すること

Q1 支線2号線とそれに接する土地の高低差を知りたい。

A1 環状3号線本線接続に近い箇所は盛土を行うため周辺の土地より高くなります。国道1号線への接続に向けて、現地盤が急勾配となる箇所にて切土に切替わり、最大で10m程度周辺の土地より低くなります。その後国道1号線に接続します。

Q2 産業廃棄物最終処分場跡地を避けて計画変更を行う理由を教えてください。
処分場があるのは分かっていたのになぜ今変更を行うのか。

A2 盛土や橋梁形式にて道路築造を行うと処分場跡地の掘削が必要となります。本処分場跡地は管理型廃棄物となっており現在のままであれば特に問題ありませんが、掘削を行うと遮水シートの損傷による保有水の流出、廃棄物の飛散やガスの発生等により、周辺環境への影響が懸念されるため、線形の変更を計画しています。

また、廃棄物の埋め立ては本路線の都市計画決定後になされたものですが、都市計画法により廃棄物の埋め立てを制限することはできませんでした。

Q3 計画変更により道路の曲線半径が緩やかになるとあったがどの部分を指しているのか。

A3 支線2号線の国道1号線接続部分です。

Q4 支線2号線の国道1号線接続部付近は、横浜市と国のどちらが施工や管理をするのか。

A4 支線2号線に影響する範囲は横浜市にて施工します。管理についてはこれから国と協議し、管理区分を決定していきます。

(2) 生活道路に関すること

Q1 環状3号線と支線2号線に囲まれるようになる地区から国道1号線への出入りはできないのか。この地区内の道路はどのようなになるのか。

A1 車の出入りについては、現在国道1号線からの出入りとなっておりますが、環状3号線がランプ形状で国道1号線に接続することから、国道1号線からの出入りについては難しいと考えています。

この地区内は車両の通行が可能となるよう道路改良を行い、支線2号線に接続する道路や現市道へ接続する道路を計画しています。現在検討中の段階ですので、別途ご説明の機会をいただきたいと思います。

(3) 国道1号線のバス停・歩道橋に関すること

Q1 国道1号線は改良工事により直線化しているが、バス停（西横浜国際病院前）の位置はどこになるのか。

A1 都市計画手続きが完了したのち詳細な道路の設計を行い、その中でバス停位置について検討しますので、具体的な位置はまだお示しできません。バス停整備にあたっては皆様とお話し合いをしながら、バス事業者等の関係機関と協議を行い決定していきます。検討が進ちょくした段階で改めてご説明の機会をいただきたいと思います。

Q2 支線2号線部分の歩道橋について延長が長いようだがどのようなになるのか。

A2 歩道橋は支線2号線により分断される国道1号線歩道の機能確保のために必要です。詳細については、都市計画手続き完了が完了したのち検討を進めます。

(4) 用地買収・補償に関すること

Q1 事業計画線内に所有地の一部が含まれた場合の補償の考え方を教えてほしい。

A1 土地については、原則として事業計画線内に含まれる土地のみを取得させていただきます。ご所有の土地の一部が取得されることにより、事業計画線外に残された土地に価値の減少が発生する場合には、その相当分を残地補償として補償します。

取得させていただく土地に建物がある場合は、事業計画線外に残された土地に同種同等の建物を再建築できるかどうかを判定したうえで、再建築できる場合にはその残された土地に、再建築できない場合には別の土地に建物を移転するものとして通常妥当と認められる移転の工法を認定し、必要となる費用を補償します。また、事業計画線内の土地にある部分が建物の一部である場合で、建物の機能をほとんど損なうことなくその一部を除却することが可能な場合には、除却工法を認定し必要となる費用を補償します。

このように、ご所有の土地に事業計画線がどのようにかかるかによって補償の仕方が異なりますので、現段階では具体的にご説明することはできません。

Q2 事業計画線内に所有地が入らない場合、道路整備により環境が変わる、または、利用できないこととなる土地に対する補償の考え方を教えてほしい。

A2 完全に事業計画線外にある土地に対して用地補償を行うことはできません。

大気汚染等の環境影響については所定の基準に適合するように事業を進めます。また、事業によって接道が断たれる土地が生じないよう、別途取付道路の設置を検討します。今後、関係する皆様と具体的なお話し合いを進めたいと考えております。

- Q3 用地補償説明会の詳細なスケジュールを教えてください。
- A3 現在決定しているスケジュールは5月14日に都市計画市素案説明会を開催することであり、その後のスケジュールは具体的に決定していません。素案説明会から1年程度をかけて都市計画の変更手続きを行ったのち測量作業を行う予定ですので、用地補償説明会は概ね2年後を目安に行うことを考えています。
- Q4 支線2号線の国道1号線接続部付近は国道1号線の範囲内のようなが、用地買収は横浜市と国のどちらが行うのか教えてください。
- A4 環状3号線の計画により必要な用地であるため、用地買収は横浜市で行います。
- Q5 用地移転に伴い、代替地の用意はあるのか教えてください。
- A5 横浜市が保有する代替用地は多くなく、代替地選定の条件に合う物件はあまりないと考えます。